

(3) 戦後日本と竹島問題 —中川秀政氏の遺した資料による検討—

藤井 賢二

はじめに

中川秀政（1896年1月26日生、1983年7月28日歿）は島根県隠岐島周吉郡西郷町（現隠岐郡隠岐の島町西郷）町長や島根県議会議員を務め（1947～1971年、連続六期）、県議会副議長（1959～62年）、県議会議長（1962～63年）の重責を担った。また、1953年1月25日に発足した隠岐島漁業協同組合連合会の初代会長理事に就任して1980年まで務めた。1953年6月に同連合会は竹島での共同漁業権の免許を得ている¹。中川秀政が遺した竹島関係の資料（以下「中川資料」と略記）は、1993年1月に遺族により島根県議会図書室に寄贈され、2007年6月に島根県竹島資料室に移管された。筆者（藤井）の初見は2006年8月である。

〔付表1〕の「中川資料」一覧でわかるように、約180点に及ぶ「中川資料」で注目されるのは竹島問題に関する県や国への陳情書・要望書である。また竹島問題に関する新聞記事の切抜きの中には他では見られないものがある。本稿は、「中川資料」を通して戦後日本の竹島問題への関わりを検討するものである。

①1951年：戦前の記録と記憶の再現

(1) マッカーサーライン撤廃運動

1951年5月10日付で隠岐の23の漁業協同組合が連名で作成した「竹島漁区の操業制限の解除方に付陳情」〔資料4〕²は、いわゆるマッカーサーライン（以下「マ・ライン」と略記）で禁止されていた竹島での漁猟の再開を求めたものである。マ・ラインとは、連合国軍最高司令官総司令部（以下「総司令部」と略記）が定めた日本の漁業や捕鯨の許可区域の限界線のことで、1946年6月22日付総司令部覚書(SCAPIN-1033)では日本漁船と乗員の竹島から12海里内への接近と竹島との接触が禁止された（1949年9月19日付SCAPIN-2046で接近禁止範囲は3海里内に縮小）³。

¹隠岐島漁業協同組合連合会と竹島問題との関わりについては、杉原隆「続竹島の漁業権の変遷について—隠岐島漁業協同組合連合会の動向を中心に—」（2011年06月29日に島根県のWeb竹島問題研究所に掲載）が詳しい。<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04-230701.html>。

²『平成31年度内閣官房委託調査 竹島に関する資料調査報告書』（2019年）に収録されている（81～82頁）
<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/img/data/archives-takeshima06.pdf>

³マ・ラインについては川上健三『戦後の国際漁業制度』（大日本水産会 1972年3月 東京）第1章第1節に詳細な解説がある。太田出他著『領海・漁業・外交—19～20世紀の海洋への新視点—』（晃洋書房 2023年3月 京都）の第7章「日米漁業摩擦の渦中における知の生産と翻訳」（森口（土屋）由香）に、マ・ラインに関連した次の記述がある（205頁）。「戦後しばらく日本はいわゆる「マッカーサー・ライン」によって沿岸から三カイリ（場所によっては一二カイリ）以内でしか漁業を許可されなかった。しかし間もなく米ソ対立に深まりによって日本の経済復興はアメリカにとって喫緊の課題となり、ビンチョウマグロ漁は日本が外貨を稼ぎ経済復興を遂げるための基幹産業とみなされるようになった、占領軍はなし崩し的に沖合への日本漁船の進出を許可し、これを良いことに日本の水産会社は北洋漁業で運用していた大規模工船を太平洋に回航させてビンチョウマグロ漁に従事するようになった」（264頁）。「日米漁業摩擦」は1951年2月の漁業に関する吉田・ダレス書簡にある「東部太平洋とベーリング海の水域の鮭、ハリパット、にしん、いわし及びまぐろ漁場」をめぐるものであった。これらのうち「まぐろ漁場」は、同年12月に合意されてその後の日本の対外漁業交渉の基礎となった日米加漁業条約の対象ではなかったが、同論考はそれを素材とした点が興味深い。ただし、上記引用文に違和感を持つ点を指摘したい。第一に、註でこの説明の典拠としている宇田川勝・上原征彦監修『日本水産百年史』（日本水産株式会社 2011年5月 東京）84・127頁にこのような記述はない。第二にマ・ラインの変遷過程である。大日本水産会編刊『大日本水産会百年史』（1982年3月）では次のように整理している（7頁）。1. 1945年9月14日：日本沿岸12海里以内許可、2. 1945年9月27日：第1次許可（覚書80号）、

陳情文に添付された「状況書」では、「漁業権の変遷」の項目で過去五回にわたるアシカ猟業の許可の記録が表で示され、1920・1925年は「中井養一」（中井養三郎長男）であったアシカ猟業の許可受有者が1929・1934・1938年は「八幡長四郎他二名」（他二名は橋岡忠重と池田孝一）に変更されたことがわかる。また、漁獲物の種類、出漁船数、漁業時期など、戦前の漁猟実績が記載され、一年の漁獲額は、「海驢約七〇頭、あわび・さざえ約一〇万貫、和布約二〇万貫、天草約一千貫、かき五万貫、赤なまこ約一〇万貫」である。

竹島での漁猟再開を求める運動は1951年3月から本格化した。同年3月10日付『毎日新聞（大阪本社版）島根版』記事「マ・ライン上の宝庫『竹島』 禁止区域の撤廃 漁業協組が猛運動を展開」⁴には、「年額数千万円の産物をあげる“竹島”の漁業復活運動が昨年末中川県議、奥川五箇村長らが提唱して来たが隠岐島産業の再建復興をめざし同漁業禁止区域の撤廃が強く叫ばれ十日西郷町で開催される漁業協同組合長会議でこれが復活請願の決議を行い猛運動を展開することになった」とある。そして、同月13日付同紙記事「竹島地域の入漁へ 隠岐島漁協組許可請願を決議」には、同月10日に開催された隠岐島漁業協同組合長会で竹島への「入漁許可請願を決議し直ちに署名運動を起すことになった」とある。マ・ラインは翌1952年4月25日に総司令部によって廃止された。

(2)サンフランシスコ平和条約をめぐって

1951年10月11日付の橋岡忠重「竹島漁撈権報告書」〔資料33〕は、1903年以前から1941年までに竹島に行われたアシカ猟業の概略を述べたものである。「竹島漁区の操業制限の解除方に付陳情」に記された、アシカ猟業の許可受有者が「中井養一」から「八幡長四郎他二名」に変更された経緯の説明がある。「竹島漁撈権報告書」は田村清三郎『島根県竹島の新研究〔復刻補訂版〕』（島根県総務部総務課 2010年6月）の「竹島経営の実態」の章で利用された⁵。また、「竹島漁撈権報告書」は島根県竹島資料室蔵の『昭和二十六年度渉外綴 総務課』に収録されている。ただし、「竹島漁撈権報告書」には昭和8～16年のアシカ猟の収支計算書と橋岡・八幡・池田の三家がアシカ猟業の許可を求めた「嘆願書」が含まれていたが、そのうち「嘆願書」は収録されていない。竹島のアシカ猟業は、1953年6月10日付で島根県知事から橋岡忠重と八幡・池田家の計三名に許可された。

「竹島漁撈権報告書」は「今回隠岐支庁より竹島事業の経過竝に私共との関係につき報告方御依

3. 1945年11月30日：小笠原捕鯨許可、4. 1946年6月22日：第2次拡張（SCAPIN-1033）、5. 1949年9月19日：第3次拡張（SCAPIN-2046）、6. 1950年5月11日：母船式マグロ漁業許可（SCAPIN-2097）。日本漁船の操業が12海里外で許可されたのは1945年9月27日であって「戦後しばらく」という表現は疑問であり、冷戦激化との関係は考えられない。第三に、「占領軍はなし崩し的に沖合への日本漁船の進出を許可し」とあるが、冷戦の最前線となった東シナ海・黄海と北海道周辺で漁区拡張がほとんど行われなかった事実を見えなくさせる懸念がある。この事実は、韓国の李承晩ライン宣言と関連する（拙著『竹島問題の起原』（ミネルヴァ書房 2018年4月 京都）64～68頁）。

⁴前掲註(2)『竹島に関する資料調査報告書』に収録されている（80頁）。

⁵橋岡忠重の口述記録は他に、『昭和二十八年度 竹島関係係 広報文書課』中の「竹島漁業の変遷」に収録されている「(七) 橋岡忠重(53)口述書 昭和二十八年七月九日 アシカ漁業権保持者」があり、『島根県竹島の新研究〔復刻補訂版〕』では両者の違いが指摘されている。たとえば、「竹島漁撈権報告書」には「(大正十三年) 竹島は前事業者の海驢濫獲により、その量は非常に減じ後継者たる我々三名は以後六ヶ年間海驢の繁殖を図るため捕獲を中止し、只管他の海産物のみを採取し当時ウツリウ島に於て罐詰工場を経営する奥村平太郎氏に納入すると共に海驢の繁殖状況の監視を依頼せり」とある。一方、「竹島漁業の変遷」の橋岡の口述記録には「私は昭和八年から昭和十六年まで毎春秋竹島へ出漁した。しかし、実質的に中井養一から竹島漁業権を獲得する大正十四年から昭和七年まで、中途二年間の無契約期間をいれて、前後六年間、三ヶ年あて、当時鬱陵島にて罐詰工場を経営していた出雲出身の奥村平太郎に根付漁業（アワビ、サザエ、ワカメなどの）権を一、六〇〇円あて合計三二〇〇円で売却し、且つ、同時に奥村に海驢の保護繁殖を依頼した」とある。田村は後者によって前者は訂正されたとした（103～104頁）。

頼あり左の通り報告いたします」と始まる。「竹島漁撈権報告書」は、サンフランシスコ平和条約が調印された 1951 年 9 月 8 日前後の竹島の帰属についての論議が隠岐にも波及して作成された。『昭和二十六年度渉外綴 総務課』に残る島根県と国とのやりとりを整理すると、次のようになる。

・ 8 月 30 日

恒松安夫島根県知事は吉田茂外務大臣に対して、竹島が平和条約で日本領として再確認されることが講和会議で「関係調印国により最後の確認を得られる」ことを要請。(7～8 枚目)

・ 8 月 31 日

外務省は新聞記者会見を行い、「竹島は完全に日本領の一部として認められる旨、新聞発表」。(3～4 枚目)

・ 9 月 1 日

島根県総務課長が外務省を訪問し、川上健三政務局特別資料課事務官から竹島は疑いなく日本領であるという外務省の見解を得る。(2～4 枚目)

外務省は島根県に「竹島の日本領土編入以来の歴史的経緯並びに漁業関係実績につき詳細なる報告を参考までに」求めた。(6 枚目)

・ 9 月 5 日

島根県総務部長から隠岐支庁宛に竹島についての調査依頼。(10～11 枚目)

・ 9 月 10 日

隠岐支庁長から島根県総務部長宛に竹島の調査について回答。(17 枚目)

・ 9 月 21 日

島根県総務部長から川上事務官宛に「竹島の調査依頼に対する回答」送付。(16 枚目)

・ 9 月 27 日

川上事務官から島根県総務部長宛に再調査依頼。(30～31 枚目)

・ 10 月 2 日

島根県総務部長から隠岐支庁宛に竹島について再調査依頼。(29～30 枚目)

・ 10 月 16 日

隠岐支庁長から島根県総務部長宛に竹島の再調査について回答。(35～38 枚目)

このようなやりとりの発端は、「外務省条約局ではこの点（平和条約での竹島の帰属問題 - 藤井補注 -）に関し」非公式に「対日講和条約草案の中には含まれていないが、日本領土から削除されることになるらしい」と語っている（1951 年 8 月 31 日付『島根新聞』⁶という風説であった。この風説について、「一、竹島所属問題の出所に就いては本省は関知しない。二、単なる報道関係者の思付であるかも知れぬ。三、或は何か事にせんとする一部思想関係者の策動であるかも知れぬ。四、いずれにしても全く根拠なき風説で取上げるに足らぬと思ふ。」と外務省は述べたと、9 月 1 日に外務省を訪問した島根県総務課長は書き残した（5 枚目）。

⁶『島根県地方紙における「竹島報道」悉皆調査報告書 増補版』（公益財団法人日本国際問題研究所 2023 年 3 月 東京。以下『悉皆調査』と略記）記事番号 1-019。島根県職員で竹島問題研究者の田村清三郎は 1951 年 9 月 6 日付『夕刊山陰』記事で、「隠岐国五箇村の竹島が日本領土でなくなるという報道があって、関係者一同、驚いたのですが、すぐ誤報と判明して安心した」と記した。これは同年 9 月 1 日付『島根新聞』記事「竹島は日本領 外務当局言明」（『悉皆調査』1-020-a）に反応したものであろう。拙稿「韓国の竹島不法占拠と新聞報道」（『島嶼研究ジャーナル』13-1 島嶼資料センター 2023 年 11 月 東京）63～64 頁参照。

『昭和二十六年度渉外綴 総務課』では「竹島漁撈権報告書」は10月16日付の隠岐支庁長の回答に添付されており、川上事務官からの再調査依頼に応えたものであった。川上事務官は、「今後韓国が色々の交渉の対象とすることも予想され、これに関する調査は一層完璧にしておく必要がある」として、「中井養三郎氏の事業中止後、八幡長四郎氏はどのような実際経営をされていたか」と質問していた(31枚目)。「竹島漁撈権報告書」で中井養三郎が社長を務めた竹島漁業合資会社の経営不振以後の状況が比較的詳しく説明され、昭和8～16年の収支計算書が添付されているのは、この質問に対応したものであろう。

なお、「中川資料」には「明治三十八年四月五箇村役場において、橋岡友次郎に状況聴取」(資料35・38)という文書がある。島根県竹島資料室蔵の『竹島貸下・海驢漁業書類』にある明治36・37年度の竹島でのアシカ猟業の実績(22～32枚目)から抜粋したものと思われる。橋岡友次郎は橋岡忠重の父であり、この資料も川上事務官の再調査依頼に対応して作成された可能性があるが、詳細は不明である。この資料とともに綴じられている「川井島太郎氏(明治十七年生)口述控」[資料35・38]は、昭和2年9月初めから四十数日間の竹島出猟の記録である⁷。この記録は、島根県竹島資料室蔵の『昭和二十八年度 竹島関係綴 広報文書課』中の、竹島に関する口述記録を集めたアジア局第二課編「竹島漁業の変遷」(1953年8月)には収録されていない。

②1953年10月：李承晩ラインへの怒り

「中川資料」には、1953年10月作成の文書が6点ある([資料57～60][資料70～73])。1952年1月18日に韓国政府は李承晩ライン宣言(「隣接海洋に対する主権に関する宣言」)を発し、朝鮮半島を囲む広大な海域からの日本漁船排除の意思を示した。1953年9月に日本漁船大量拿捕がはじまり、漁業関係者は大日本水産会を本部として日韓漁業対策本部を設立して対応にあたった。同年10月に第三次日韓会談(日韓国交正常化交渉)が決裂して漁業問題の早期解決の見込みはなくなった。[資料57～60]は日本政府や日韓漁業対策本部がこの時期に作成した文書である。また、[資料70～73]は同年10月に東京で開催された民間団体主催の韓国を糾弾する集会に関係する文書である。

1953年7月に竹島で海上保安庁巡視船への銃撃事件がおき、韓国による竹島不法占拠が強行されつつあったにもかかわらず、これらの文書に竹島問題への言及は少ない。外務省情報文化局編刊『世界と日本』第3号(1953年10月15日)[資料57]も、竹島に触れているのは、李承晩ラインで囲まれた水域の東端に竹島があることを示した説明の箇所だけである。日本が竹島不法占拠を阻止できなかった理由の一つとして、「漁業問題によって日本を追い詰めて諸要求を認めさせるという1950年代の韓国の手法に、竹島問題も呑み込まれてしまった」と筆者(藤井)は指摘したことがある⁸。韓国の日本漁船拿捕と日本人漁船員の抑留への対応に忙殺された日本は、竹島問題に取り組む体力を失っていった。『世界と日本』第3号挿図の「李ライン略図」[画像1]が、拿捕が相次いだ済州島から対馬にかけての東シナ海北部の海域が中心で、竹島のある日本海はないのは象徴的である()。

「中川資料」にある新聞記事の切抜き帳「竹島領有問題と二百カイリ漁業専管水域問題」[資料76]を見ると、1953年7～8月の記事が8点収録されており、銃撃事件の衝撃の大きさがうかがわれる。

⁷川井島太郎は八幡長四郎の許可を得て、神波立(戦前戦後にわたって西郷町会議員を務めた)らとともに竹島に渡ったと述べている。神波は1951年9月26日付『山陰日日新聞』(米子)記事で「昭和三年九月より十月に至る二十四日間、矢野サーカス団の依頼によって、人夫十数名と共に同島に渡り、アシカ生捕り作業の監督をした」と回想している。二人の回想には、竹島に渡った時期について食い違いがある。

⁸前掲註(6)「韓国の竹島不法占拠と新聞報道」87頁。

その一つである『世界と日本』第2号(1953年8月15日)掲載の「問題の竹島について」[画像2]は、日本政府が同年7月13日付で韓国政府に送った竹島領有根拠を記した見解である。『世界と日本』第2号は日本国内では他に確認できず、この切抜きは貴重である⁹。竹島に関心を持ち、韓国の竹島不法占拠強行を怒りとともに見ていた人々にとって、それを阻止できない状況へのいらだちは強かったであろう。「檄」[資料70]に記された竹島問題についての次の記述は、一部事実誤認はあるが¹⁰、その焦燥感を表している。

「竹島」は昨年7月26日、在日、米海軍の海上演習場に指定され、使用不能であったが、本年3月19日解除となった。5月28日島根県水産試験船が、同島巡視の際、竹島はすでに多数の韓国漁民に依って、不法占拠され韓国官憲に警備されて居ることを発見した。我当局の抗議には耳を貸さず、孫国防長官の如きは「竹島の韓国島民を日本側の侵入から護る為め海軍を派遣した」と言い、7月12日には我巡視船「くずり丸」砲撃事件が起こった。7月21日朴海軍参謀総長は「韓国海軍は日本側の竹島侵入に備へる為め引続き同島周辺を巡行して警戒を続けるであろう」と言い、韓国外務当局も「竹島に就ての調査によって6月27日以来日本側の侵入は計画的であることが分ったから、竹島問題に対しては積極的対策を樹立する」と言明しているのである。これに対し、日本政府の態度は「この問題はあくまでも兩國の政治的折衝に依って、解決したい。竹島占拠は武力占領ではなく、不法侵入であるとして、交渉して居る」と述べている。実に驚くべき軟弱外交である。

③1963～65年：日韓国交正常化と竹島問題

(1)大野伴睦発言への反発

隠岐島町村会は、1963年2月付「竹島の領土権確保に関する陳情書」[資料5]で日本の対韓姿勢を批判した。

竹島は、島根県隠岐郡五箇村の行政区域に属し、明らかに日本領土であるにもかかわらず、終戦後、韓国は同島に兵を派してこれを不法占拠し、領土権を侵害しつつ今日に至っているのでありますが、我々はこの失地回復を信頼すべき国の外交交渉にゆだね、隠忍、その解決を期待して参ったのであります。然るに日韓交渉の進行過程において、自由民主党の大野副総裁は「竹島を日韓両国の共有とするも吝かでない」旨の言を発せられ、まさにわが領土権を自ら放棄するが如き態度を表明されたことは我々隠岐島民にとって一大衝撃であり理解に苦しむところであります。

大野伴睦自民党副総裁の竹島共有論は1963年1月11日付『朝日新聞』(大阪本社版)の記事「竹島、日韓の共有案も 大野副総裁が言明 対韓打診済み？」で報じられた。同年1月9日に「竹島の帰属については、アメリカの調停で日韓両国の共有にしたら」という話が出ている。共有にして解決した

⁹筆者(藤井)はニュージーランド国立公文書館でこの記事切抜きを確認できた(「竹島問題に関するニュージーランド政府外務省の調書について」公益財団法人日本国際問題研究所ウェブページ [Besshi.pdf\(jiia.or.jp\)](https://www.besshi.pdf(jiia.or.jp)) 2023年7月24日掲載 4～5頁)。

¹⁰1953年5月28日の竹島はまだ「韓国官憲に警備されて居る」状態ではなかった。7月12日の「巡視船「くずり丸」砲撃事件」は正しくは「巡視船「へくら」銃撃事件」である。なお、「7月21日朴海軍参謀総長」と「韓国外務当局」の発言は7月23日付『山陰新報』記事「日本の計画的な侵略 竹島へ積極的対応策 曹韓国外務次官が言明」(悉皆調査』1-109)にAP=共同として報道された。「6月27日」とは同日に島根県と海上保安庁が竹島の共同調査を行ったことを指す(『山陰新報』記事には「6月29日」とあるが誤り)。韓国の竹島不法占拠への日本政府の対応については前掲註(6)「韓国の竹島不法占拠と新聞報道」73～79頁参照。

例は外交史上でも例がある」と大野副総裁が述べたというものである。

竹島問題は、1962年2月の小坂善太郎外相と金鍾泌中央情報部長、同年3月の小坂外相と崔徳新外部長官、同年10月と11月の大平正芳外相と金鍾泌部長の会談などで、その解決方法が討議された¹¹。日本は国際司法裁判所への提訴による解決を提案したが韓国は拒否した。大野発言は膠着した事態を動かそうとしたものと思われるが、反発を招いた。「竹島の領土権確保に関する陳情書」は次のように続く。

もとより一国の領土は尺寸の地といえども故なくして譲るべからざるは古今の鉄則であり、如上のごとき暴論は、水産業を基幹として同島海域に生命を託すわが島民の断じて許すべからざるところであります。よって、われら島民の総意を結集して、竹島の領土権確保に関する総決起大会を開き、別紙決議のもとにあくまで所期の目的を完遂すべくこれを天下に訴えて一大運動を展開することにいたしました。

このように述べて、隠岐島町村会は竹島問題の「正当にして速やかなる解決」を求めたのであった。

上記陳情書中の「竹島の領土権確保に関する隠岐島民総決起大会」は1963年1月28日に開催され、決議〔資料19〕には「最近に至り日韓共有案と云うが如き一部の暴論に及んでは到底これを静観するを得ざるに至った」とある。隠岐島町村会長は同月30日に島根県議会に決議を送付した。「中川資料」には島根県議会による同年2月7日付「竹島の領土権完全確保に関する要望書」〔資料7〕が残っている。「昨今一部において「竹島を日韓両国の共有とするも吝かでない」との、まさにわが領土権を自らを放棄するが如き暴論があるやに聞き及ぶに至っては、まことに看過し得ぬ事態と考えるものであります」という一節があった¹²。

(2)「紛争の解決に関する交換公文」への不安

日韓条約（日韓基本条約および諸協定）は1965年6月22日に調印され、同年10～12月の国会審議を経て同年12月18日の批准書交換に至った。「中川資料」には同年8～12月作成の文書が23点、新聞記事〔資料76～81〕は13点収録されており、日韓条約での竹島問題の扱いへの関心の高さがわかる。

1965年8月19日に隠岐島の西ノ島町で開催された島根県漁業協同組合大会の決議に基づき、島根県漁業協同組合連合会会長（室崎勝造）・島根県信用漁業協同組合連合会会長（同前）の連名で同月31日付「陳情書（領土権の確立と安全漁業の早期実現）」〔資料28〕が作成された。同年9月15日付の島根県議会（議長宗寂照）による「要望書（竹島の領土権確保について）」〔資料9〕には、「竹島の領土帰属の問題が解決をみなかったことは、島根県民としてまことに遺憾にたえない」とあり、政府に提出された。

1965年10月3日に西郷町隠岐文化センターで開催された隠岐島島民大会の決議に基づき、「竹島の領土権確保と島民の利益擁護に関する陳情書」〔資料11〕が、隠岐島漁業協同組合連合会会長（中川

¹¹前掲註(3)『竹島問題の起原』343～349頁参照。島根県議会が1962年3月13日に「竹島の領土権確保に関する決議」を行ったのは、日韓間で竹島問題をめぐるかけひきが始まったことに反応したものかもしれない。なお、「竹島関係（領土権問題）附陳情等」〔資料43〕には「四、昭和三十七年（一九六二年）日韓交渉始まる」とあり、この年秋の大平・金鍾泌会談で最大の懸案であった請求権問題に打開のめどが立つことになる日韓会談の動向が的確に観察されていた。

¹²「中川資料」には島根県知事と島根県議会議長による1963年1月付の「竹島の領土権確保についての要望書」〔資料6〕も残っている。ここには大野発言への言及はない。

秀政)、隠岐島町村会長(若林通照)、隠岐島町村議会議長会長(米津貞義)の連名で作成され、政府に提出された。「決議」は次の4項目である。「一、竹島周辺を日本の領海として特に宣言せられたいこと」、「二、日韓両国間の未解決問題の中に、竹島の領土問題が含まれること、並びに早急にこれが解決に着手する旨を何らかの方法で公表せられたいこと」、「三、竹島及びその周辺の漁場へ出漁できないため、漁業権者は勿論、島根県漁民の損害は甚大である。政府は速やかに何らかの措置をとられたい」、「四、学校教科書及び刊行物・地図等に竹島を明示されたい」。

「二」については、竹島問題が「条約の付属公文で明示されていないことに対し、島民はじめ県民は大きな不安に包まれている」と理由が記されていた。この「条約の付属公文」とは、「紛争の解決に関する交換公文」(以下「交換公文」と略記)のことである。日韓会談で竹島問題を解決できなかった日本が、問題解決の目途だけは付けようと、韓国を説得して作成された文書であった。「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかった場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする」がその文言である¹³。ここに「竹島」の語句がないことが問題とされたのである。

「中川資料」には、「第50臨時国会開会の際衆議院予算委員会に配布したもの(写)」と手書きされた「紛争解決に関する交換公文と竹島問題」[資料3]がある。日韓条約を審議した国会である第50回(臨時会)は1965年10月5日に召集され、同年12月13日に会期終了した。この文書の本文の概略は次の通りであった。第一に、「日韓両国間に竹島をめぐる紛争があることは、客観的な事実である」。第二に、日韓条約の漁業協定と財産および請求権協定には紛争の解決について規定している条項がそれぞれあり、「この二つの例外については、わざわざ明記しながら、竹島問題については、これを除外するとは、どこにも書いていないのであるから、竹島問題がここに含まれることは明らかである」。第三に「国家間に紛争が存在するか否かは、客観的に決定されるべきことである」。この説明は交換公文に「竹島」の語がないため竹島問題解決の道は閉ざされたのではないかという不安に対応したもののように見える。

「紛争解決に関する交換公文と竹島問題」には、「資料1」として「竹島領有問題に関する日韓両国政府間の往復口上書」¹⁴、「資料2」として「竹島の領有に関する日本側の主張」、「資料3」として「国際司法裁判所の勧告的意見及び常設国際司法裁判所の判決」が添付されている。「資料3」には1950年の「連合国とブルガリア、ハンガリー及びルーマニアとの平和条約の解釈に関する国際司法裁判所の勧告的意見」の中の「国際紛争が存在するか否かは客観的に決定されるべきものであって、単に紛争が存在しないとの主張がその不存在を証明することとはならない」とある。これは、交換公文の「両国間の紛争」に竹島問題はあてはまらない、竹島には領土紛争は存在しないとして日本の平和的解決の呼びかけを拒絶する韓国に対して継続して発せられるべき文言である。

19

(3)日本政府への陳情行動

65年の日韓国交樹立時の竹島問題に関する政府への陳情等についてまとめた〔付表2〕によれば、

¹³ 「紛争の解決に関する交換公文」については、前掲註(11)『竹島問題の起原』349～360頁および、拙稿「慶尚北道独島資料研究会の「竹島問題100問100答批判2」-竹島問題研究会第4期中間報告書-に対する反論」(第4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』島根県総務部総務課2019年3月)89～92頁参照。

¹⁴ 谷田正躬他編『時の法令 別冊 日韓条約と国内法の解説』(大蔵省印刷局1966年3月)223～228頁に同じ表がある。

中川秀政らは9月・10月の二度にわたって上京して竹島問題について陳情した。9月の陳情の結果は10月3日に開催された隠岐島島民大会で地元へ報告された（「隠岐島民大会関係書」〔資料42〕）。10月の陳情は次のように行われた。

1965年9月30日、竹島問題が「日韓条約締結交渉から除外留保されていることは、甚だ遺憾であります」と述べた、隠岐島町村会長（若林通照）と隠岐島町村議会議長会長（米津貞義）の連名による「陳情書（竹島の領土権確保について）」〔資料25〕が中川秀政島根県議会議員に送られた。同年10月6日、中川ら11名の県議会議員の提出議案「竹島の領土権確保について」〔資料27〕が島根県議会にて採択され、政府に提出された。「竹島の領土権帰属の問題が解決をみなかったことは、島根県民としてまことに遺憾に耐えない」とし、「政府並びに国会におかれては、竹島の領土権早期確保のため万全の措置を講ぜられるよう、本議会の決議により強く要望する」と結ばれていた。

1965年10月8・9日、中川秀政（隠岐島漁業協同組合連合会長・島根県議会議員）、若林通照（隠岐島町村会長・西郷町長）、米津貞義（隠岐島町村議会議長会長・西郷町議会議長・西郷漁業協同組合長）らは上京し、佐藤栄作首相・藤山愛一郎経済企画庁長官、坂田英一農相らに陳情した〔資料18〕。陳情団には隠岐島の各町村長、さらには、橋岡忠重（五箇村議会議員）や戦前鬱陵島で生活した西野盛（西ノ島町議会議長）も加わっていた。

その後、1965年10月18日、隠岐島町村会長（若林通照）、隠岐島漁業協同組合連合会長（中川秀政）、島根県漁業協同組合連合会会長（室崎勝造）は連名で、島根県が「内閣総理大臣並に政府の関係当局」に「竹島の領土権並に漁業権の確保」を求める陳情書を提出することを田部長右衛門島根県知事に要請した〔資料26〕。「中川資料」には、「日韓条約の締結に当りまして、竹島の帰属問題が未解決のまま今後の課題とされましたことは、まことに残念であり、島根県といたしましては、さきに示されました領土、漁業権に関する政府の統一見解に基づいて、すみやかな解決が図られることを強く期待するものであります」という、同年10月26日付の島根県知事による「竹島問題に関する陳情書」〔資料12〕がある。この「政府の統一見解」とは、隠岐島町村会長・隠岐島漁業協同組合連合会長・島根県漁業協同組合連合会長連名による「陳情書」〔資料10〕によれば、「竹島が日本の領有するところであることを確認されて、その旨を」同年10月9日にそれを発表したものだという。

1965年10月27日付『島根新聞』によれば、上京から帰県した田部知事は「韓国の竹島不法占拠による国への損害補償はいままでに佐藤総理にも要請しているが、農林省にも対策を強く申し入れた。県で被害調査を実施中なので、これがまとも次第、農林省にも具体的に申し入れる考えである」と述べた。同月26日付の島根県知事による「竹島問題に関する陳情書」〔資料12〕が、「竹島周辺への出漁を待望いたしておりました隠岐島漁民の失うところは極めて大きいものがあります。つきましては、これが実情を御賢察のうえ、地元住民に対しまして格別の御高配を賜りたく、ここに要望事項を附して陳情申し上げます」と結ばれていたことが反映している。

1965年10月8日付『島根新聞』には、同月7日に「竹島が日本の領土であるという主張を貫いてほしい」と要望した田部島根県知事に対して、佐藤首相は「政府としては竹島が日本の領土であるという従来の方針で今後も韓国側と折衝を続ける考えだが、竹島問題が解決しないかぎりそのほかの日韓懸案を進めないというわけにはいかない事情なので、この点を地元でもよく理解してほしい」と述べたとある。同年10月9日付『島根新聞』には、佐藤首相が面会した中川秀政らに対して、「竹島問題で韓国に譲るつもりはない。しかし解決には時間がかかると思われるので補償問題ではできるだけ措置をしたい」と同月8日に述べたとある。同月27日付『島根新聞』の国に損害補償を要請する知事発言は、これらのやりとりの延長上にあるように思われる。

なお、「竹島問題に関する陳情書」〔資料12〕の「要望事項」には、「1. 五箇村大字久見漁港の改修工事について」をはじめとする8項目の隠岐島の産業振興のための事項が並んでいた。

④1977～78年：二百海里時代の到来と韓国の領海12海里実施

(1)竹島近海からの日本漁船排除

「中川資料」に「第84国会 参議院商工委員会会議録第17号（官報）」〔資料1〕で1978年5月30日に竹島問題の集中審議が行われたことがわかる。韓国が竹島不法占拠を強めていること、それに対して日本政府が有効な対策をとりえていないこと、とりわけ「紛争の解決に関する交換公文」の解釈が日韓で異なって機能していないこと、これらに対する日本政府の対応が論議された。

政府への質問の中に次の指摘があったことが注目される。「最近、一九五一年の米外交文書が公表された。楊駐米韓国大使が竹島の領有権を主張したのに対して時のダレス国務長官は、われわれの情報によれば、竹島は一九〇五年ごろから韓国の一部として扱われたことはなく、島根県の管轄下に置かれている。それ以前においても韓国は領有を主張したことはない、日本の固有の領土であることを韓国側に通告をしている——五十二年八月十日、国務省覚書。というのがあるわけですよ。私はこれを通して客観的事実としてここまで明らかになった限り、外交ルート外交ルートと言ったって解決しないんだから、もはやこの段階ではやっぱり率直に調停の段階に踏み切っていくという根拠があるじゃないですか。アメリカ側の明確なこの国務省覚書があるとするならば、これを盾にとって、日本政府としては調停の段階に踏み切るという段階が当然あってしかるべきじゃないですか、これ。どうも総理のいままでのお答えを聞きますと、もう弱腰の姿勢で、何か韓国にどうしても義理を立てなくちゃならないというような印象がぬぐい去れないんですがね」。対日平和条約草案を見て竹島を自国領とすることを求めた韓国に対して、米国がそれを拒絶した「ラスク書簡」を取り上げたのである。「ラスク書簡」はサンフランシスコ平和条約でも竹島が日本領であることに変化はなかったことを示す資料である¹⁵。

この集中審議の発端は1978年5月8日に強行された韓国による竹島近海12海里内からの日本漁船排除であった。同年5月25日の参議院商工委員会で政府は次のように説明した。この説明は〔資料1〕には含まれていないが、重要であるので記載する。

五月の八日に至りまして、韓国の外務省から在韓日本大使館を通じまして、七日の夕刻から日本漁船二十数隻が竹島周辺二ないし三海里の水域内で停船ないし操業しているということで抗議がございまして、その退去方を要請してきた次第でございます。これに対しまして日本側は、竹島が日本国の固有の領土であることを指摘いたしまして、逆に抗議いたしましたわけでございます。（略）なお当時竹島周辺の水域につきましては、ちょうど対馬あるいは五島周辺で発生いたしましたイカの群が成長しながら竹島周辺に来ておった関係もございまして、ちょうどイカの好漁場となっておったわけでございます。大体境港、これは鳥取県でございますが、境港を中心にいたしまして、日本海各県の漁船が約百隻ほど竹島周辺でイカ釣りの操業を行っておったということでございます。で、五月八日の日に韓国の警備艇が同水域にあらわれま

¹⁵1978年4月30日付『山陰中央新報』記事「日本領有権を確認 竹島 51年、米が韓国に通告」で「ラスク書簡」は報道された。同日に韓国政府は領海12海里を実施するが、両者の関係は不明である。なお、1976年4月30日付『山陰中央新報』記事「日本の竹島領有権支持」では、1949年11月にシーボルド米国駐日政治顧問が国務省宛意見書で、対日平和条約で日本が放棄する朝鮮に属する島から竹島を除くことを提案したことが報じられた。

して、これらの操業しております日本漁船に対し、同島の領海外に退去するよう要求があったわけでもあります。その間わが国の漁船はいろいろその周辺で操業を続けるべきかどうか迷ったようでございますが、一応韓国側の指示に従いまして、紛争を回避するために自主的に同島の十二海里外に出て操業しておったわけございまして、現在はさらに漁場が広がりまして隠岐島の北方あるいは鬱陵島付近等に各漁船は分散して操業しておる次第でございます。

この事件の背景には、海洋をめぐる国際法の枠組みの劇的な転換があった¹⁶。1973年から1982年までの長期にわたって開催された第3次国連海洋法会議は国連海洋法条約を採択した。この条約では距岸12海里までの領海と距岸200海里までの排他的経済水域（沿岸国がその水域の資源を排他的に独占して管理でき、他国は沿岸国の許可なしに資源を利用できない水域）の設定が認められた。国連海洋法条約を日韓両国が批准したのは1996年であったが、領海12海里設定については日韓両国とも1977年に「領海法」で立法化していた。この時、韓国は「領海法」施行を4カ月以内としており、1978年4月30日の暫定施行と同年5月8日の竹島近海からの日本漁船排除、そして同年9月20日の「領海法施行令」制定施行による完全実施となった。

1977年には、3月1日に米国とソ連が、8月1日に北朝鮮が200海里漁業専管水域（沿岸国が漁業資源の保存・管理のために領海の外側に設置する水域。排他的経済水域の概念の先駆けとなった。漁業水域ともいう）を実施していた。日本も5月2日に200海里漁業水域を設定したが、1965年締結の日韓漁業協定と1975年締結の日中漁業協定がすでにあつたため、両国の漁船が多く操業する東経135度以西の日本海、東シナ海等には、200海里漁業水域を設定せず、設定した漁業水域についても韓国・中国の漁船への適用を除外していた。

隠岐島や島根県の漁業者は、韓国が竹島を基点として領海12海里や200海里漁業水域を設定したならば、日本漁船の操業可能な水域が狭まることを憂慮していた。1976年10月14日付の隠岐島漁業協同組合連合会長（中川秀政）、隠岐島町村会長（橋本宮助）、隠岐島町村議会議長（井本千代吉）の連名による「竹島の領土権確保と島民の権利擁護に関する陳情書」〔資料13〕には、「今後海洋法の改正、国際漁業資源の確保等の諸問題の発生を考えると本件は真に重大な意義を有する」とあつた。『山陰新聞』に1977年2月3日から同年5月2日にかけて32回にわたって連載された特集記事「二百海里と山陰漁業 - 漁業新時代を考える -」の第1回「座談会 その影響と課題 漁獲量、半減の恐れ “水産振興”は食糧政策」（〔資料76〕所収）で、佐竹嘉泰（鳥取県農林部水産課長補佐）は次のように報告した。

現在の年間漁獲量はざっと島根二十一万ト、鳥取が十五万ト。日本海全体の漁獲量が、百七、八十万トなので山陰両県がその二割を占めている。ところが対岸諸国が二百海里を実施すると日本海全体でイカ漁が三四、五%、カニかご三〇%、沖合底引き三三～四〇%とそれぞれ漁獲が減少、巻き網にしても二、三%は減るのではないかとみている。山陰両県の場合どうかと言うと、イカー四、五%、沖合底引き一五%、カニかご二五～三〇%それぞれ減り、巻き網が現状維持といったところではないか。しかもこれは竹島の領土権帰すうによって大きく変わってくる。今あげた数字はあくまで竹島を日本領土として考えた場合だが、いずれにしても二百海里問題は山陰漁業にとって大きな問題だ。

¹⁶前掲註(11)『竹島問題の起原』380～381頁。1978年の竹島近海からの日本漁船排除についても同書第11章参照。拙稿「竹島漁労と1970年代の竹島問題」（第4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県総務部総務課 2020年3月））でも概説した。

この連載開始直後の 1977 年 2 月 5 日の参議院本会議で、福田赳夫首相は領海 12 海里・経済水域 200 海里に関する答弁の中で、竹島は「わが国の固有の領土でありますので、その固有の領土であるという前提に立って十二海里ということが設定される」と述べ、韓国はこれに反発した。竹島問題での日本への反感が高まる中で、翌 1978 年に領海 12 海里が実施され、竹島近海からの日本漁船排除が行われた。1950 年代の韓国の竹島不法占拠にもかかわらず行われていた、竹島近海での日本漁船の操業は、これ以降実現していない。

(2) 日本政府および与党への不満

「中川資料」にはまた「第 84 国会 参議院商工委員会会議録第 18 号（官報）」〔資料 2〕があり、1978 年 6 月 1 日に、次の隠岐島漁業組合連合会長（中川秀政）による福田赳夫首相宛の同年 5 月 27 日付「竹島に於ける第一種共同漁業権の行使不能に因る損失補償に関する陳情書」〔資料 16〕が国会で読み上げられたことがわかる。

一、陳情の趣旨

大韓民國の実力に依る不法占拠に依り島根県隠岐郡五箇村竹島に於る第一種共同漁業権の行使が不能に終始している事は此の不法占拠の排除を怠っている國の責任であります。依って政府は此の漁業権の行使不能に因って漁業権者たる陳情者の被った損害について速やかに補償せられる様措置せられたい。

二、陳情の理由

陳情者は竹島に第一種共同漁業権を有するものであります（昭和二十八年九月一日免許、免許期間満二十年、継続免許昭和四十八年九月一日附共第一二九号第一種共同漁業権、免許期間昭和五十八年八月三十一日迄満十年）。然るに大韓民國は、明らかに日本の領土である此の竹島に灯台、警備員宿舎、無線電信、砲台等を構築し兵を派して、これを不法に占拠し陳情者の組織母体である隠岐島内の全漁業協同組合員の漁業権の行使を実力をもって阻止して現在に及んでおりますが、政府は陳情者並に島根県、島根県議会、隠岐島全町村長等よりした屢次の陳情にも拘わらず妨害排除の措置をとらず陳情者をして毎年数千万円に及ぶ漁業利盛を失わしめつつあります。

此の共同漁業権の内容は、和布、岩海苔、天草、あわび、さざえでありまして過去の実績に徴し、その漁獲高は毎年数千万円にのぼるものであります。これは後日別途説明いたします。

而して此の陳情者の被った損失は國の國民の權益を護るの義務の懈怠によるものでありますので当然政府に於て弁償せらるべきものと存するのであります。

この陳情書で「不法占拠の排除を怠っている」と批判された日本政府への不満は、前年 1977 年 4 月 8 日付の隠岐島漁業組合連合会長（中川秀政）による福田首相らに対する「竹島問題に関する陳情書」〔資料 14〕では、次のように表現された。「政府並政府與党たる自由民主党は、隠岐島民並に島根県知事、島根県議会の十余年に亘る陳情、要望等に耳を貸さず二百海里漁業専管水域問題の起るに及んで俄に狼狽その措置を弁えず国会答弁に於ても総理大臣と外務大臣の喰い違いを見せる等、遺憾の極みであります」。

「総理大臣と外務大臣の喰い違い」とは、1977 年 2 月 9 日の衆議院予算委員会で鳩山威一郎外相が「十八日の日韓外相会談では、竹島の領有権問題に決着をつけることは考えていない」述べた（同月 10 日付『山陰中央新報』）ことを指す。「外務省首脳」が、前述の同月 5 日の福田首相発言に基づい

て「日韓外相会談で（略）領有権問題が未解決になっている「竹島」周辺についても十二海里を設定するとの方針を伝える」と明らかにした（同月9日付『山陰中央新報』）ことと矛盾すると怒ったのである。2月10日付記事には、「福田首相の発言に対する韓国側の反発が政府の予想外に強く、（略）新たな紛糾の要素となる竹島問題を外相会談で直接的な形で取上げることは避けよう、との政府の考えを示しものとみられる」と説明されていた。

「中川資料」の「竹島領有問題と二百カイリ漁業専管水域問題」〔資料76〕にはこれら二つの記事の他、隠岐島選出の名越隆正県議会議員による1977年3月4日の県議会での恒松誠治知事への質問（同月26日付『隠岐公論』記事）が収録されている。彼は、鳩山外相発言は「県民に大きなショックを与えている」と述べ、「竹島を自国領とする韓国の厳しい態度が、日韓友好関係のヒビワレになることを心配してか、この問題にふれない姿勢がうかがわれることについて、我々県民として誠に心外のキワミであります」と不満を表明した。

その不満がもたらしたものであろう。中川は野党議員にも漁業問題や竹島問題について働きかけた。「中川資料」にある二つの国会議事録（〔資料1〕〔資料2〕）に添付された、隠岐漁業協同組合連合会会長中川秀政から隠岐島内各市町村長と各漁業協同組合長宛の「竹島問題に関する最近の資料送付の件」には、「此の速記録は公明党のご厚意により、各十一部御送付頂き」とある。公明党は隠岐島漁業組合連合会長の陳情書を読み上げた峯山昭範議員の所属政党であった。

1977年1月25日付と翌年7月5日付の日本共産党の渡辺武参議院議員（任1968～1980年）の二通の中川秀政宛書簡でも野党への働きかけがわかる〔資料74・75〕。一番目の書簡では、国際司法裁判所と韓国への日本の経済援助について外務省に直接問い合わせたことを報告している。これは、前述の隠岐島漁業協同組合連合会による1977年4月8日付「竹島の領土権確保に関する陳情書」〔資料14〕の次の一節と関係する。

そもそも一国の領土は尺寸の地といえども故なくして譲るべからざるは古今の鉄則であり、故なくしてこれを實力をもって占拠する韓国に対しては須からく自衛権の発動によって原状回復を図るべきであり、若し我が国に於て、これを国際間の紛争にして憲法九条により實力に依って解決すべき筋合のものにあらずとするならば、よろしく韓国をして国際司法裁判所に提訴して帰属の判断を求めることに合意せしむべく万一韓国にして、この提訴に応ぜざるにおいては、よろしく韓国に対する経済援助を打切る等適切な措置を講ぜられたく強く要望するものであります。

韓国の竹島不法占拠を解消するため、国際司法裁判所提訴への同意を韓国に求める、それが不可能ならば韓国への経済援助を停止する、竹島問題解決のため、そのような措置をとることを政府に求めたのであった。

渡辺の二番目の書簡では、竹島問題についての詳細を1953年7月6日付『赤旗』に掲載したとあった。同日付同紙には「直ちに朝鮮との国交、漁業協定交渉開始を200海里水域設定での不破書記長の談話」と「竹島問題について立木外交政策院長が見解」がある。前者の記事では、「一九六五年、広範な国民の反対を押し切って「韓国」朴政権を朝鮮における「唯一合法政府」とみなし、南北朝鮮分断と朴政権へのテコ入れをはかった「日韓条約」を締結し、日「韓」ゆ着を深めながら朴政権と呼応して朝鮮民主主義人民共和国を敵視し、無視する政策をとりつづけてきた」と日本政府を非難した。その上で「資源の共同調査・共同増殖など共同管理方式の採用などについて話し合う日本海沿岸諸国間の協議を提唱」した。

後者の記事では、「竹島は、一九〇五年に島根県に編入されて以来、半世紀にわたり日本領とされてきた。一九五一年のサンフランシスコ条約第二条 a 項も、竹島を、朝鮮にたいし放棄する島のなかに含めていない。日本共産党は日本の領有権の主張には、国際法上明確な根拠があると考える」と述べた。一方で、同記事には次のような見解も含まれていた。「竹島の帰属をめぐる歴史的状況についていえば、十九世紀末までは無価値な無人の岩礁であったこの島の帰属は、必ずしも文献的にも明確ではなかった」。また、「一九〇五年の日本の領有手続きについて、朝鮮民主主義人民共和国も「韓国」も無効を主張している。明治政府が朝鮮植民地化を進めていた当時の状況からいって、この主張については検討すべき問題がある」と述べた。これは、竹島問題については「日本の領有の主張には根拠があるといっています。同時に、編入した時期のことも考えて、植民地支配の反省のうえに冷静な話し合いが必要だと思います」¹⁷という現在の日本共産党の考え方に類似する。

しかし、17 世紀に米子の商人が幕府公認の下で鬱陵島での漁猟を行う途上で竹島を、他国から抗議を受けることなく、長期間にわたって利用した記録が日本にはある。一方で韓国にはそのような記録はない。また、1905 年以前に朝鮮半島にあった政府が竹島を管理していた記録は見つかっていない。「竹島の問題は、歴史認識の文脈で論じるべき問題ではありません。戦後の韓国政府による一方的な占拠という行為が国際社会の法と正義にかなうのかという問題であります。」という、李明博韓国大統領の竹島上陸に際しての 2012 年 8 月 24 日の野田佳彦首相の発言に説得力がある。

韓国では 1996 年に竹島問題をめぐる日本への反発が画期的に強まるが、その時に世論形成を主導した 1930 年代生まれの論者たちは、1977～78 年の日韓の対立を契機に竹島問題への関心を高めた¹⁸。1977～78 年の日韓の対立と竹島問題への関心の高まりは、上記日本共産党の見解も含め、その後の日韓両国の竹島領有主張の推移に影響を与えたと考えられる。

(3)竹島をめぐる漁業の変化

1952 年 1 月の竹島問題発生以来の日韓の対立の画期は次の五つの時期である¹⁹。(i)1953～54年の韓国による竹島不法占拠が強行された時期、(ii)1962～65年の日韓会談（日韓国交正常化交渉）妥結に伴い竹島問題の論議が行われた時期、(iii)1977～78年の日韓大陸棚協定の審議と竹島近海からの日本漁船排除の時期、(iv)1996～97年の新日韓漁業協定締結に向かう時期、(v)2005～06年の島根県による「竹島の日」条令制定の時期、(vi)2012年の韓国李明博大統領の竹島上陸を前後する時期。これらのうち主に(i)～(iii)の時期の文書が「中川資料」を構成している。

考慮すべきは、(ii)と(iii)では竹島をめぐる漁業に変化があり、その変化は竹島問題に影響したことである。次は「陳情書」〔資料10〕に添付された「竹島周辺海域に於ける漁業の概況について（島根県）昭和40年10月」中の、竹島の今後の開発によって期待できる漁獲高を示した表である。

種類	数量	40 年 4 月、5 月の平均相場	金額（万円）
あわび	20（トン）	（1kg 当り）㊦700 円	1,400
さざえ	40（トン）	㊦100 円	400

¹⁷志位和夫『領土問題をどう解決するか 尖閣、竹島、千島』（新日本出版社 2012 年 11 月 東京）35 頁。

¹⁸拙稿「竹島問題に関する韓国の主張の形成過程－1947 年と 1996 年の言説の検証－」（第 5 期島根県竹島問題研究会編『第 5 期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』島根県総務部総務課 2023 年 12 月）90～91 頁参照。

¹⁹前掲註(11)『竹島問題の起原』399 頁。

わかめ	4 (トン)	542 円	216
てんぐさ	4 (トン)	270 円	108
なまこ他	60 (トン)	150 円	900
あしか	200 (頭)		300
まき網漁業	28,500 (トン)		52,500
さば延縄	400 (トン)		1,064
計			56,888

また、次表は 1976 年に大日本水産会が作成した「竹島周辺水域で現在行われている漁業と予想される漁業とによる竹島の漁業価値」である²⁰。

業種	漁獲量 (トン)	魚種	Kg 単価 (円)	漁獲金額 (千円)
機船巾着網漁業	39,000	イワシ・サバ	41	1,599,000
流網漁業	225	イワシ	39	8,775
延縄漁業	400	サバ	244	17,600
採介藻漁業	20	アワビ (殻付)	1,906	38,120
	40	サザエ (殻付)	520	20,800
	60	その他	107	6,420
	4	ワカメ (乾)	858	3,432
	4	テングサ (乾)	290	1,160
イカ釣漁業	18,200	イカ類	241	4,386,200
	62	その他	107	6,634
	9,336	ベニズワイガニ	169	1,577,784
	200 頭	アシカ	1 頭 15,000	3,000
合計	67,351 トン 200 頭			7,668,925

後者の表の「竹島周辺水域」は約 6 万 km²で九州と四国を合わせた程度の広さがあり、前者の表の「竹島周辺海域」と単純な比較はできない。しかし、特筆すべきは、後者の「合計漁獲金額」76 億 6,892 万 5 千円のうち、イカ釣漁 43 億 8,620 万円とベニズワイガニ籠漁 15 億 7,778 万 4 千円で四分の三を占めていたことである²¹。二つの漁業の重要性がわかるが、これらの漁業は前者の表にはなく、1960 年代後半以降日本海で発展したものであった²²。1966 年 1 月 3 日付『島根新聞』記事「日韓新時代と島根の水産業」〔資料 80〕でも、加藤章三島根県水産試験場長が「竹島の資源は沖合い漁

²⁰ 「経済水域の設定が日本海漁業に与える影響」(島根県総務課所蔵竹島関係文書『37～58 竹島問題照会等』)

²¹ 1978 年 5 月 30 日の参議院商工委員会では、「竹島周辺の漁業水域におきます漁獲を通じての漁業資源の状況について申し上げますと、漁獲量で申しますとイカ釣り漁業がイカを約一万三千トン、これは五十一年でございます。以下同じでございます。沖合い底びき網漁業がカレイ類等を約千トン、それからかご漁業でベニズワイガニを約三千トン、合計約一万七千トンという数字に相なっておりますのでございます。なお、これらを金額で推定いたしますと約六十億円ということに相なる次第でございます」という政府答弁があった〔資料 1〕。

²² 前掲註(10)『竹島問題の起原』第 11 章および前掲註(16)「竹島漁労と 1970 年代の竹島問題」参照。

業開発にぜひ必要な漁場だ。スルメ、イカ、サンマが相当おり、底引きが休漁期に入った六月から九月にかけて船団を組めばイカが採算の取れる漁になる」と語っている。(ii)の時期の日韓会談の漁業委員会では竹島問題や竹島周辺での漁船操業が議題になることはなかったのに対して、(iii)の時期は竹島問題と漁業問題が直接結びついたのである。

そして、1974年の京都府から山口県に至る5県の日本海イカ釣漁の漁獲高のうち30%が、同じくベニズワイガニ籠漁の45%が「竹島周辺」で漁獲されたもの(1977年3月15日付『山陰中央新報』記事「狭くなる日本海 竹島 高い漁業的な価値」(特集記事「二百海里と山陰漁業 - 漁業新時代を考える -」第13回、[資料76]所収))という説明でわかるように、1977~78年の竹島問題は隠岐や島根県以外の地域の問題でもあった。その結果、1953年5月の韓国による竹島近海での日本漁船排除に対して、「政府のスローモーン対応ぶりに比べると、島根、鳥取両県の動きは活発だった。今月十日には両県が政府へ電報を打ったのに続いて、(略)鳥取県議会も決議した。そして、十六日からは山陰両県の代表が、安全操業の確保などの決議文を手三日間にわたって政府へ陳情攻勢をかけた。こうした一連の動きの中から、両県の訪韓代表団派遣が持ち上がった(1978年5月26日付『山陰中央新報』記事「領土竹島 積年の課題 何がどう好転したか」([資料76]所収))とあるように、竹島問題に関して島根県と鳥取県の「共闘」が実現した。ただし、「中川資料」に残る「竹島に於ける第一種共同漁業権の行使不能に因る損失補償に関する陳情書」[資料16]には、竹島問題での他県の漁業者との協力といった構想はみられない。

韓国による竹島近海での日本漁船排除の背景には、韓国の水産業振興策があった²³。その延長上に、(iii)の時期前後から深刻になる、北海道をはじめとする日本沿岸での韓国漁船の操業問題が生まれた。(iv)の時期の交渉の結果1998年11月に署名された新日韓漁業協定で、日本は日本海に排他的経済水域を設定して日本沿岸での韓国漁船の操業問題を解決した。その交渉では漁業問題は竹島問題とは切り離して論議され、竹島問題そのものの討議は行われることはなかった。請求権問題と漁業問題の解決を優先させて竹島問題そのものが討議されなかった日韓会談の最終段階((ii)の時期)と同様のことが繰り返されたのであった。

おわりに

「中川資料」に感じるのは、韓国の竹島不法占拠を解消できない日本政府・与党自由民主党への焦燥感と怒りである。隠岐島漁業協同組合連合会による1977年4月8日付「竹島の領土権確保に関する陳情書」[資料14]には、「政府並びに政府与党である自由民主党は、同島が蕞爾たる一岩礁に過ぎないものとしてこれを軽視し、昭和37年(西暦1962年)から始まった日韓国交正常化に関する交渉の進行過程に於ても強く領土権の日本にあることの主張をなさず」という批判がある。この「蕞爾たる(=ごく小さな)一岩礁」という語句は、1905年の竹島の島根県編入につながった中井養三郎による1904年9月29日付「りゃんこ島領土編入并ニ貸下願」中の竹島の形容を意識したものであろう。

しかし、韓国にとって竹島は決して「蕞爾たる一岩礁」ではなかった。韓国では、竹島の不法占拠を強行した(i)の時期に、「独島は日本の侵略の最初の犠牲の地」という事実に基づかない刺激的な想念が初めて公的に発された²⁴。その想念は肥大化し、1996年((iv)の時期)には、竹島での接

²³前掲註(16)「竹島漁労と1970年代の竹島問題」参照。

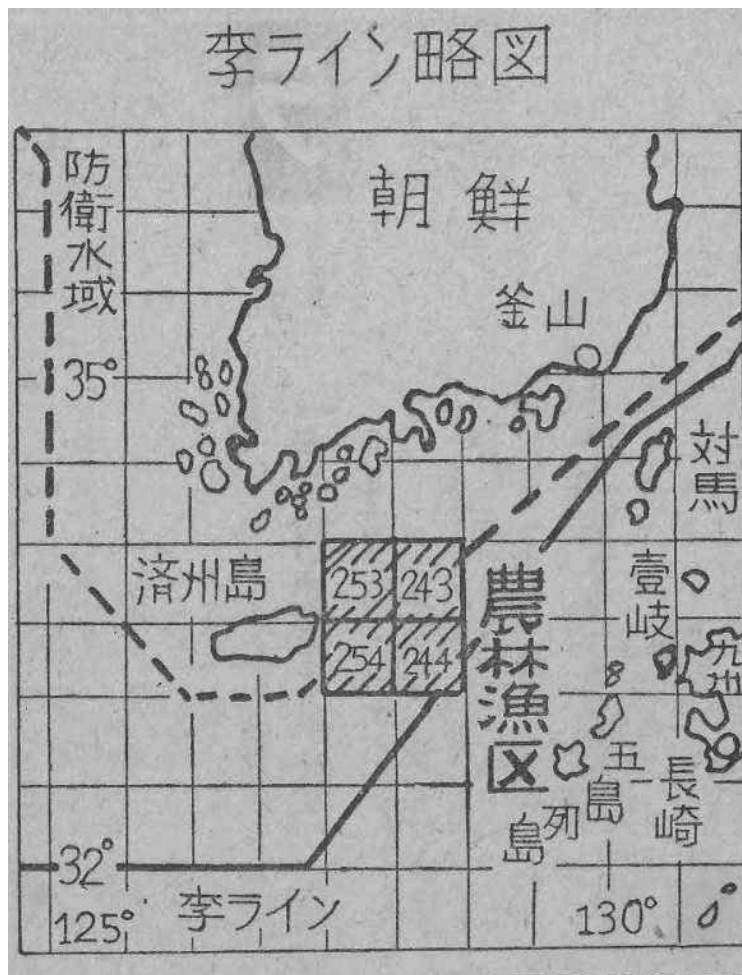
²⁴前掲註(11)『竹島問題の起原』第7章参照。

岸施設建設計画への日本の反発から、日本への対抗意識のそれまでにない高まりが見られた。その様子を、日本の反発は「領土問題において独島が占める象徴性をより明白に認識させ、東海の遠くに寂しく離れていたこの小さな島に対する運命的な愛情と関心を増幅させたのだった」と韓国人は表現した²⁵。さらに、(v)の島根県が「竹島の日」条令を制定した 2005 年頃になると、「“独島の岩を割れば韓国人の血が流れる” 式の一種のトーテムズムが文化系の一角に位置を得た」と、李榮薫は嘆いた²⁶。

韓国内の竹島問題への認識の変化を把握し、適宜事実を冷静に国内外に発信して韓国の日本への対抗意識の肥大化を抑える。日韓間の諸懸案への対応に忙殺された日本政府にとって、日韓関係の悪化を歓迎しない米国や日本国内の竹島問題に無関心な世論による制約の下では、それができる最大限のことであったように思われる。そして、その課題は現在に持ち越されている。

(文中の敬称略)

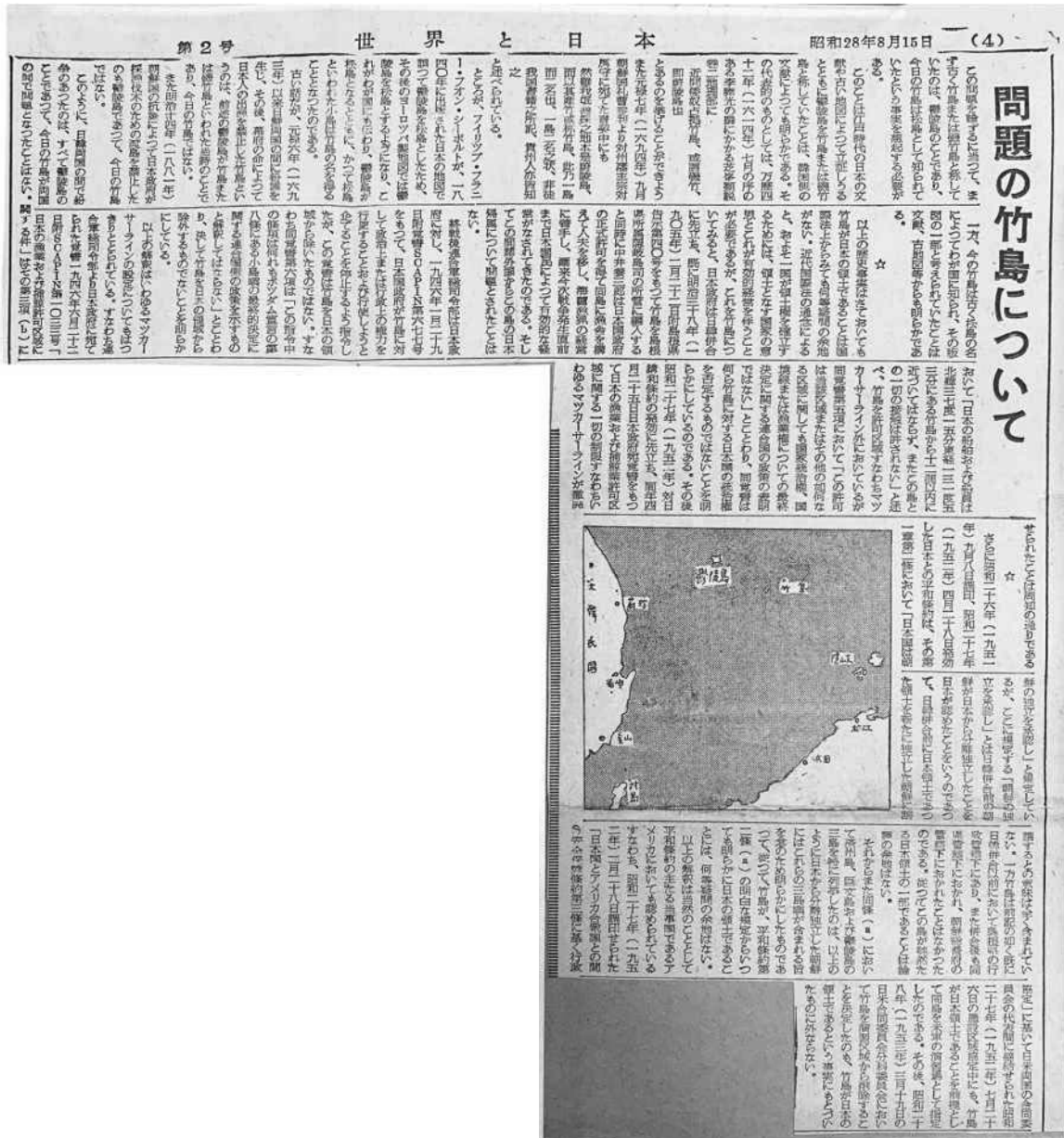
【画像 1】李ライン略図 (『世界と日本』第 3 号挿図)



²⁵ パク・インシク『独島』(テウォン社 1996 年 5 月 ソウル) 86 頁。前掲註(18)「竹島問題に関する韓国の主張の形成過程—1947 年と 1996 年の言説の検証—」参照。

²⁶ 『反日種族主義との闘争』(未来社 2020 年 5 月 ソウル) 259 頁。

【画像2】「問題の竹島について」（『世界と日本』第2号記事）



〔付表 1〕

「中川秀政資料」一覧

表題、番号、資料名、関係年月、備考は各資料群を入れた封筒に記載されているものである（一部追記、修正）。

国会関係

	資料名	関係年月	備考
1	第 84 国会 参議院商工委員会会議録第 17 号 (官報)	昭和 53.5	隠岐漁業協同組合連合会会長中川秀政から隠岐島内各市町村長と各漁業協同組合長宛の「竹島問題に関する最近の資料送付の件」添付
2	第 84 国会 参議院商工委員会会議録第 18 号 (官報)	昭和 53.6	同上

国会関係

	資料名	関係年月	備考
3	紛争解決に関する交換公文と竹島問題	昭和 40.10	第 50 臨時国会開会の際、衆議院予算委員会に配布したもの（写）

国への陳情、要望

	資料名	陳情者	関係年月
4	竹島漁区の操業制限の解除方に付陳情	隠岐島全漁業協同組合長	昭和 26.5
5	竹島の領土権確保に関する陳情書 決議(竹島の領土権完全確保に関する隠岐島民総決起大会)	隠岐島町村会長	昭和 38.1
6	竹島の領土権の確保についての要望書	島根県知事、島根県議会議長	昭和 38.1
7	竹島の領土権完全確保に関する要望書	島根県議会議長	昭和 38.2
8	竹島の領土権完全確保に関する要望（案）		
9	要望書（竹島の領土権確保について）	島根県議会議長	昭和 40.9
10	陳情書	隠岐島町村会長、隠岐島漁業協同組合連合会長、島根県漁業協同組合連合会長	昭和 40.10

国への陳情、要望

	資料名	陳情者	関係年月
11	竹島の領土権確保と島民の権利擁護に関する陳情書 隠岐島県民大会決議	島根県隠岐島（隠岐島漁業協同組合連合会長、隠岐島町村会長、隠岐島町村議会議長）	昭和 40.10
12	竹島問題に関する陳情書	島根県	昭和 40.10
13	竹島の領土権確保と島民の権利擁護に関する陳情書	隠岐島漁業協同組合連合会長、隠岐島町村会長、隠岐島町村議会議長	昭和 51.10
14	竹島問題の領土権確保に関する陳情書	島根県隠岐島漁業協同組合連合会	昭和 52.4

		長	
15	竹島問題の領土権確保に関する陳情書（原稿）	隠岐島漁業協同組合連合会長	昭和 52.4
16	竹島に於ける第一種共同漁業権の行使不能に因る損失補償に関する陳情書	隠岐島漁業組合連合会長	昭和 53.5
17	陳情書差出先		昭和 40.10
18	佐藤総理、藤山官房長官、坂田農相等へ陳情する際の島根県陳情者一覧		昭和 40.10

県、県議会への陳情、要望等

	資料名	陳情者	関係年月
19	決議「竹島の領土権確保について」（竹島の領土権完全確保に関する隠岐島民総決起大会）	隠岐島町村会長	昭和 38.1
20	隠岐島と本土間の即時通話化について陳情書案	隠岐島町村長会長	昭和 38.1
21	水産試験場隠岐分場の設置について陳情書案	隠岐島町村長会長	昭和 38.1
22	葉たばこ収納所設置について陳情書案	隠岐島町村長会長	昭和 38.1
23	気象観測用レーダー基地の設置について	隠岐島町村長会長	昭和 38.1
24	電源強化案について陳情書案		昭和 38.1
25	陳情書（竹島の領土権確保について）	隠岐島町村会長、隠岐島漁業協同組合連合会長、隠岐島町村議会議長会長	昭和 40.9
26	陳情書（竹島の領土権並に漁業権の確保に関する件）	隠岐島町村会長、隠岐島漁業協同組合連合会長、島根県漁業協同組合連合会長	昭和 40.10
27	議員提出議案第 9 号 竹島の領土権確保について	11 名の県議会議員	昭和 40.10

陳情先不明

	資料名	陳情者	関係年月
28	陳情書（領土権における領土権の確立と安全漁業の早期実現について）	島根県漁業協同組合連合会会長、島根県信用漁業協同組合連合会会長	昭和 40.8
29	陳情書（隠岐島周辺海域におけるズワイガニを採捕する 1 艘びき沖合底びき網漁業の許可枠を新たに 6 隻増加していただきたい）	島根県漁業協同組合連合会会長	昭和 40.10
30	陳情書（遠洋底びき網漁業転換について）	島根県機船巾着網漁業組合長	昭和 40.10

竹島についての記録

	資料名	作成者	関係年月
31	竹島の概要	島根県議議会	昭和 37.3
32	竹島周辺海域における漁業の概況について	島根県	昭和 40.10
33	竹島漁撈権報告書	橋岡忠重	昭和 26.10
34	竹島概況（略図あり）		
35	竹島概況、明治 38 年の橋岡友次郎状況聴取、川井島太郎		不明

	口述控		
36	竹島略沿革		不明

竹島についての記録

	資料名	作成者	関係年月	備考
37	海軍軍用地使用ノ件許可 島根県五箇村八幡長四郎	舞鶴鎮守府司令長官	昭和 16.11	
38	明治 38 年 4 月五箇村役場で橋岡友次郎に状況聴取、川井島太郎氏口述控			
39	竹島問題 脇田敏氏供述（五箇村漁業協同組合長）		昭和 40.10	
40	橋岡忠重氏談		昭和 40.10	

竹島についての記録

	資料名	作成者	関係年月	備考
41	竹島における漁業状況の資料について	隠岐支庁	昭和 40.9	島根県議会議員中川氏宛
42	隠岐島民大会関係書（綴。10 月 3 日）		昭和 40.10	

竹島についての記録

	資料名	作成者	関係年月	備考
43	竹島関係（領土権問題）附陳情等			
44	隠岐機船底曳網漁業（旧制中型底曳網）概況 昭和 20 年以降分		不明、昭和 40 年か	
45	定置漁業、区画漁業及び共同漁業の免許について（交付）隠岐島漁業協同組合連合会長宛	隠岐支庁長	昭和 48.9	
46	財産及び請求権に関する問題の解決及び経済協力に関する協定（4 月 3 日合意、6 月 22 日調印）		昭和 40	昭和 40 年 4 月 7 日号週刊時事の解説による
47	隠岐島漁業協同組合連合会第一種共同漁業権について			第 417 号
48	国際連合第 3 次海洋法会議			大橋赳夫氏の出雲秘書回答
49	共同規制水域等海洋図（朝鮮半島、九州周辺）			
50	白島道路計画概要			
51	島根県漁業協同組合役員会議題		昭和 40.9	

刊行物及び刊行物複写

	資料名	発行所	関係年月	備考
52	島根県管内図（昭和 34 年版）	島根県土木部		竹島あり
53	島前 五万分の一の地形図	国土地理院		
54	島後 五万分の一の地形図	国土地理院		

刊行物及び刊行物複写

	資料名	発行所	関係年月	備考
55	日本とその周辺地図 二十五万分の一		昭和 32	
56	大日本海陸図（明治 9 年発行）所有についての連絡	大俊秀勝製図	昭和 40.10	愛知県 降辻勇氏か

				らの連絡、地図そのものではない。
--	--	--	--	------------------

刊行物及び刊行物複写

	資料名	発行所	関係年月	備考
57	日韓会談の黒点	外務所情報文化局	昭和 28.10	『世界と日本』現物
58	李ライン問題と日本の立場	日韓漁業対策本部 (大日本水産会)	昭和 28.10	
59	声明書（日韓会談の決裂について）	日韓漁業対策本部	昭和 28.10	
60	日韓漁業対策島根県本部		昭和 28.10	

刊行物及び刊行物複写

	資料名	発行所	関係年月	備考
61	隠岐島誌抜粋		昭和 40.12	
62	日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約			現行法規所収
63	激動 20 年 島根県の戦後史	毎日新聞社		

刊行物及び刊行物複写

	資料名	発行所	関係年月	備考
64	竹島領有権に関する日韓両国政府の往復口上書	島根県民時報社	昭和 41.1	『島根県民時報』 現物
65	竹島	島根県・竹島問題 解決促進協議会	昭和 52	冊子、現物
66	竹島領有をめぐる日韓両国の歴史上の見解	森田芳夫	昭和 36.5	『外務省調査月報』第 2 巻第 5 号 抜き刷り
67	日韓の残された争点・竹島		昭和 40.9.3	『週刊朝日』70 巻 39 号、現物
68	小汀利得連載対談一第 104 回・中保与作氏		昭和 40.11	『全貌』200 号、 現物
69	日本海に孤立する竹島		昭和 41.2.6	『サンデー毎日』、現物

刊行物及び刊行物複写

	資料名	発行所	関係年月
70	檄一李承晩ラインの暴状	韓国問題国民有志同盟	昭和 28.9
71	軟弱外交糾弾国民運動	韓国問題国民有志同盟	
72	韓国問題国民蹴起大会参加呼びかけ	韓国問題国民同盟本部	昭和 28.10
73	李ライン即時撤回国民大会及大演説会報告書	韓国問題国民同盟	昭和 28.10

書簡

	宛先と差出人	消印
74	宛先：中川秀政 差出人：日本共産党国会議員渡辺武	昭和 52.1
75	宛先：中川秀政 差出人：日本共産党国会議員渡辺武	昭和 53.7

新聞記事

76	「竹島領有問題と二百カイリ漁業専管水域問題」（スクラップ帳）
----	--------------------------------

上記スクラップ帳の収録記事

“へくら”発砲さる 竹島で韓国漁船から	山陰日日新聞	昭和 28.7.14
安政年間既に領土 竹島の古文書隠岐で発見	同上	昭和 28.7.14
竹島は法律的歴史的に日本領 外務省帰属の見解	同上	昭和 28.7.15
竹島問題閣議で検討	産経新聞	昭和 28.7.15
竹島で巡視船発砲さる 境海上保安部の「へくら」	山陰新報	昭和 28.7.14
日韓係争の竹島 外務省見解 明かに日本領土	山陰日日新聞	昭和 28.7.14
日韓係争の焦点「竹島」 韓「竹島事件」と混同か	山陰新報	昭和 28.7.17
問題の竹島について	世界と日本	昭和 28.8.15
竹島・秀吉時代（350 余年前）から日本領 ポルトガル古地図に明記	朝日新聞	昭和 28.10.5
竹島は日本領 武生図書館から珍しい地図	朝日新聞	昭和 28.10.10
鬱陵島 元和3年の地図出る 竹島も鳥取領土に	山陰日日新聞	昭和 28.10.29
竹島領有問題 日韓外相協議へ 長年の紛争に決着	産経新聞	昭和 52.2.9
政府方針 竹島にも 12 ㇰ設定 新たな日韓紛争も	山陰中央新報	昭和 52.2.9
竹島領有権 日韓会談からはずす 韓国側反発に配慮	山陰中央新報	昭和 52.2.10
社説 スジを通した「竹島」帰属交渉を	山陰中央新報	昭和 52.2.10
竹島の領有権問題が再燃 近く日韓の重要課題に	産経新聞	昭和 52.2.12
北方返還に新たな難問 ソ連 200 ㇰ布告	山陰中央新報	昭和 52.2.12
月曜評論 隠岐五箇村竹島	毎日新聞 島根版	昭和 52.2.14
これが竹島だ 韓国旗はためき銃持つ警備隊員 空から取材	毎日新聞	昭和 52.2.21
RKB 毎日のへり竹島を撮影 韓国抗議へ	読売新聞	昭和 52.2.21
韓国外務省抗議へ RKB の竹島取材へ	産経新聞	昭和 52.2.21
日本に抗議申し入れ 韓国報道への竹島取材で	山陰中央新報	昭和 52.2.23
“竹島と了解” 了解できぬ	毎日新聞	昭和 52.2.24
領海問題含め対処 外相、竹島領有権で答弁	山陰中央新報	昭和 52.2.24
竹島の領有権確保を 国や県へ強く要望	産経新聞	昭和 52.2.25
竹島の領有権確保を 県内漁業関係者 安全操業求め決議文	山陰中央新報	昭和 52.3.12
大海区制に反対 竹島問題 漁業団体が緊急決議	産経新聞	昭和 52.3.12
竹島上空緊迫の 20 分	週刊読売	
「竹島」交渉申し入れ 鳩山外相 韓国の施設撤去を	毎日新聞	昭和 52.3.30
竹島で対韓交渉 外相答弁 警備隊撤退も要求	産経新聞	昭和 52.3.30
竹島問題に“魚影” ニッポンに厳しい目	読売新聞	昭和 52.2.21
議員提出議案第 1 号 竹島の領土権確保並びに周辺漁場の安全確保に関する要望決議	隠岐公論	昭和 52.3.26
島根県議会定例会に於て 竹島問題 名越隆正	隠岐公論	昭和 52.3.26
社説 正面から取り組みたい“竹島”	山陰中央新報	昭和 52.4.14

日本の竹島領有権支持	山陰中央新報	昭和 51.4.18
投書 竹島の歴史的権原	山陰中央新報	昭和 52.4.24
竹島問題 促進協が初会合 県民大会は当分見送り 韓国刺激を恐れる 安全操業確保へ慎重論	山陰中央新報	昭和 52.4.28
投書 竹島は日本国憲法の試金石	山陰中央新報	昭和 52.6.21
投書 竹島外交の進展を願って	山陰中央新報	昭和 52.9.1
日韓閣僚会議 竹島議題化は未定	山陰中央新報	昭和 52.5.20
日本が抱える領土問題	産経新聞	昭和 53.4.17
領土竹島（歴史） 日本領の根拠多い 李ライン後情勢一変	山陰中央新報	昭和 53.5.22
領土竹島（突発時） 驚がくの領海 12 ㎞ 宣言 韓国の真意一体どこに	山陰中央新報	昭和 53.5.23
領土竹島（いらだつ漁民） イカ北上 免れぬ漁獲ダウン	山陰中央新報	昭和 53.5.24
領土竹島（積年の課題） 何がどう好転したか	山陰中央新報	昭和 53.5.26
竹島周辺の漁船締め出し 減収一億五千万円 島根県が試算	山陰中央新報	昭和 53.5.24
竹島解決は３段階 領有権、最盛期後に折衝	山陰中央新報	昭和 53.5.27
大きい地元漁協の被害 ３億 ７ 千万	産経新聞	昭和 53.5.25
竹島問題 「イカ補償は検討」 水産庁側 共産党県委の質問に	毎日新聞	昭和 52.6.2
竹島 12 ㎞ 内操業 政府の判断あいまい 衆院農林水産委員会	山陰中央新報	昭和 52.6.2
“日韓批准”の関門 上 食い違う両国の解釈 「竹島」は荒海に見え隠れ	日本経済新聞	昭和 40.9.25
“日韓批准”の関門 中 自民、強力な PR 活動 足並みそろわぬ革新系	日本経済新聞	昭和 40.9.26
“日韓批准”の関門 下 「ぜひ通す」と政府 秋深き 11 月が天王山	日本経済新聞	昭和 40.9.
竹島は日本の領土 鳥取百年前の地図を発見	島根新聞	昭和 40.12.24
“竹島”では自社共闘 漁民の意向で苦しい社党	中国新聞	昭和 40.10.4
県会質問戦 竹島にもっと関心を	中国新聞	昭和 40.10.4
“日韓批准”の争点 〔５〕 竹島の帰属	毎日新聞	昭和 40.10.17
“日韓批准”の争点 〔６〕 特別永住権	毎日新聞	昭和 40.10.18
「200 カイリ法案」国会に提出	産経新聞	昭和 52.4.22
200 カイリと山陰漁業 1 その影響と課題 漁獲量、半減の恐れ	山陰中央新報	昭和 52.2.3
200 カイリと山陰漁業 2 その影響と課題 「重要資源」の認識を	山陰中央新報	昭和 52.2.4
200 カイリと山陰漁業 3 その影響と課題 近海魚を有効利用	山陰中央新報	昭和 52.2.5
200 カイリと山陰漁業 4 その影響と課題 資源の国際管理を	山陰中央新報	昭和 52.2.6
200 カイリと山陰漁業 5 その影響と課題 小海区に切り替え	山陰中央新報	昭和 52.2.7
200 カイリと山陰漁業 6 狭くなる日本海 海のなわばり 目前に迫る“荒波”	山陰中央新報	昭和 52.3.8
200 カイリと山陰漁業 7 狭くなる日本海 イカ釣り漁 ほとんど北方依存	山陰中央新報	昭和 52.3.9
200 カイリと山陰漁業 8 狭くなる日本海 カニかご漁 好漁場 8 割失う	山陰中央新報	昭和 52.3.10
200 カイリと山陰漁業 9 狭くなる日本海 沖合底引き網漁 心配な韓国の動向	山陰中央新報	昭和 52.3.12
200 カイリと山陰漁業 10 狭くなる日本海 巻き網漁 大海区移行も脅威	山陰中央新報	昭和 52.3.13
200 カイリと山陰漁業 11 狭くなる日本海 ねり製品 9 割がスケソウ原料	山陰中央新報	昭和 52.3.14

200 カイリと山陰漁業 12 狭くなる日本海 竹島 高い漁業的な価値	山陰中央新報	昭和 52.3.15
200 カイリと山陰漁業 13 狭くなる日本海 竹島 豊富な資源で高収益	山陰中央新報	昭和 52.3.17
200 カイリと山陰漁業 14 狭くなる日本海 輸入魚時代 下関に「韓国魚」旋風	山陰中央新報	昭和 52.3.19
200 カイリと山陰漁業 15 狭くなる日本海 輸入魚時代 境港でも初の荷揚げ	山陰中央新報	昭和 52.3.21
200 カイリと山陰漁業 16 狭くなる日本海 海の守り 安全確保へ巡視続く	山陰中央新報	昭和 52.3.23
200 カイリと山陰漁業 17 狭くなる日本海 海の守り 死命制する無線連絡	山陰中央新報	昭和 52.3.24
200 カイリと山陰漁業 18 疲れた海 魚減り小型化	山陰中央新報	昭和 52.4.30
200 カイリと山陰漁業 19 進む漁港整備 永年の夢実現	山陰中央新報	昭和 52.5.1
200 カイリと山陰漁業 20 大型プロジェクト 砂浜漁場を開発	山陰中央新報	昭和 52.5.3
200 カイリと山陰漁業 21 暗礁作戦 中高級魚を育成	山陰中央新報	昭和 52.5.4
200 カイリと山陰漁業 22 マダイを追い 一大養殖場へ始動	山陰中央新報	昭和 52.5.5
200 カイリと山陰漁業 23 ホタテ貝養殖 エサいらぬ高級貝	山陰中央新報	昭和 52.5.7
200 カイリと山陰漁業 24 島根丸同乗記 上 使命感支える最新設備	山陰中央新報	昭和 52.5.9
200 カイリと山陰漁業 25 島根丸同乗記 下 中層の三番手ねらう	山陰中央新報	昭和 52.5.10
200 カイリと山陰漁業 26 期待の加工利用 多獲性大衆魚に活路	山陰中央新報	昭和 52.5.11
200 カイリと山陰漁業 27 明日の担い手 育成難浮き彫り	山陰中央新報	昭和 52.5.13
200 カイリと山陰漁業 28 大衆魚の行方 低い鮮魚出荷率	山陰中央新報	昭和 52.5.15
200 カイリと山陰漁業 29 さらば高級魚 味も家計も工夫	山陰中央新報	昭和 52.5.17
200 カイリと山陰漁業 30 発想の転換へ 先見的な対策が必要	山陰中央新報	昭和 52.5.18
200 カイリと山陰漁業 31 連載を終わって 上 秩序確立へ一大転機	山陰中央新報	昭和 52.5.19
200 カイリと山陰漁業 32 連載を終わって 下 広い視野で展望開け	山陰中央新報	昭和 52.5.20

新聞記事

77	日韓批准 助け合う隣人・隣国	国民協会	昭和 40.9.1
78	韓国、領海十 ^ノ 宣言へ 本土一済州島水域含む	中国新聞	昭和 40.9.23
	韓国領海宣言を検討	毎日新聞	昭和 40.9.23
	批准国会で問題化か 韓国来年早々に領海宣言	島根新聞	昭和 40.9.23
79	日本が 12 ^ノ 漁業専管水域 対馬周辺に初設定	産経新聞	昭和 40.9.26
80	日韓新時代と島根の水産業	島根新聞	昭和 41.1.3
81	いつ帰る県土竹島 なつかしいトドの島	島根新聞	昭和 41.1.4

〔付表 2〕

1962～1965年に国に対して行なった陳情等

（「竹島関係（領土権問題）附陳情等」〔資料43〕より抜粋）

1962. 3. 13	島根県議会において「竹島の領土権確保に関する決議」がなされ関係当局へ陳情書提出
1963. 1	「竹島の領土権完全確保に関する要望書」が田部長右衛門島根県知事、中川秀政島根県議会議長連名を以て関係当局へ提出された。現在韓国との間に国交正常化についての交渉が進められているところであるが標記の事について尽力を願う旨）
1965. 8. 31	島根県漁業協同組合連合会長室崎勝造名を以て「八月十九日西ノ島町において開催の島根県漁業協同組合大会の決議に因り」目下継続交渉中の日韓国交正常化についての交渉に於て竹島の領土権確保について特段の配慮を願う旨の陳情書を提出。
1965. 9. 15	島根県議会の総意により宗寂照議長名を以て「竹島の領土権確保についての要望書」を関係当局に提出。
1965. 9. 20・ 21	島根県議会の正副議長及原、角谷、中川、名越の四議員上京して自治大臣代理、外務大臣、前尾自民党総務会長に会見。「竹島の領土権確保の確保に関する陳情」をする。その際、来る十月八日総理大臣佐藤栄作氏に会見の約束を取付ける。
1965. 10. 6	島根県議会の決議により議長名をもって「竹島の領土権の早期確保について」の要望書を関係当局に提出。
1965. 10	「竹島の領土権確保と隠岐島民の利益擁護に関する陳情書」に隠岐島民大会の決議も添付して隠岐島漁業協同組合連合会長中川秀政、隠岐島町村会長若林通照、隠岐島町村議会議長会長米津貞義名義をもって関係当局に提出。
1965. 10. 8・ 9	左記の者※上京、佐藤総理大臣、藤山経済企画庁長官、坂田農林大臣、その他水産庁長官、同漁政部長等に竹島の領土権確保等につき陳情。 ※「左記の者」は次の通り 隠岐島漁業協同組合連合会長・島根県議会議員中川秀政 島根県議会議員名越隆正 隠岐島町村会長・西郷町長若林通照 布施村長山口貞美 五箇村長村上八束 都万村長森田巖彦 海士村長田畑十次郎 西ノ島町長大浜一義 知夫村長山田関次郎 隠岐島町村議会議長会長・西郷町議会議長・西郷漁業協同組合長米津貞義 五箇村議会副議長 西ノ島町議会議長西野盛 五箇村議会議員橋岡忠重 浦郷漁業協同組合長道前義勇

	隠岐島町村会事務局長野坂喜代一 島根県漁業協同組合連合会専務理事岸啓之介 島根県機船巾着網漁業組合長藤田四郎 島根県機船底曳網漁業連合会副会長大島寛・室崎準之 外五名 この陳情の時携行の陳情書提出先 内閣総理大臣佐藤栄作 外務大臣椎名悦三郎 農林大臣坂田英一 厚生大臣鈴木善幸 経済企画庁長官藤山愛一郎 大蔵大臣福田赳夫 建設大臣瀬戸山三男 内閣官房長官橋本登美三郎 内閣官房副長官竹下登 水産庁長官丹羽雅次郎 水産庁次長石田暁朗 水産庁漁政部長山中義一 水産庁漁政部長亀長友義 水産庁調整部長（失念） 総理府副長官細田吉蔵 大橋、桜内両代議士
--	--